

第7回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和6年7月25日（木）午後1時30分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第7回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 現況証明申請について
- 議案第5号 南越前町農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

- 農地パトロールの実施について
- 「地域計画」策定による協議の参画について
- 相続登記の申請義務化について
- 活動記録の様式について

出席委員 7名		欠席委員 2名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
5	井上 昇	5	
6		6	堀井 武司
7		7	石山 清孝
8	井上 重治	8	
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	初一 剛		
書記	奥谷 恵美		

議事録署名委員

8番 井上 重治 ㊟

9番 小不動勝史 ㊟

【開会】 午後1時30分	
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただ今から第7回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>はじめに、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
山内会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は堀井委員が欠席となっておりますが、農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>なお、6月4日付けで辞任されました岩端委員の後任としまして、堂宮の井上典宣さんが引き受けて下さり、先般行われました7月臨時議会において農業委員の任命について承認がなされました。8月から残りの任命期間を引き継いで活動して下さる予定でして、次回9月の農業委員会総会からの参加となりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、8番 井上重治委員と 9番 小不動委員にお願いいたしたいと思っております。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は山内会長をお願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>本日の総会に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号①から③を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局よりご説明いたします。</p> <p>今回農地法第3条の規定による許可申請は1件です。</p> <p>議案書は、1ページ番号①をご覧ください。</p> <p><small>ゆずりわたしにん</small>譲渡人は千葉県にお住まいの●●さんで、<small>ゆずりうけにん</small>譲受人は中小屋にお住いの●●さんです。申請地は中小屋57-61-5の現況は畑 面積95㎡です。<small>ゆずりうけ</small>譲受後の●●さんの経営面積は、8,339㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の1ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料2ページは現地確認の様子です。申請農地の北側、県道側にある農地は譲受人が所有する農地とのことで、該当農地の譲渡人の●●さんは遠方にお住まいということもあり、20数年前から譲受人の●●さんが自分の農地と一体的に草刈り等の管理をしていたとのことです。今回、売買での農地取得ということもあり、3条許可申請が提出されました。</p> <p>農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料3ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を井上委員さん お願いします。</p>
井上重委員 (着座にて)	<p>はい、報告いたします。 7月17日に現地確認を行い、小不動委員と神戸委員、事務局長、奥谷さん、私の5人で現 地確認を行ってまいりました。 申請の農地は、隣接するご自身の畑とともに20数年前から管理されているということだ りますので、許可する上で問題ないと判断いたします。 以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および井上委員 さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問なし) 無いようでございますので、お諮りします。 議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p>
【議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について】	
議長	<p>それでは議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といた します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書は2ページをご覧ください。 今回農地法第4条の規定による許可申請は1件です。 それでは、議案書の2ページ番号をご覧ください。 申請者は阿久和にお住いの●●さんで、申請地は役場から南に3.5kmのところにある、阿 久和79-2-2、79-2-3の田、面積1,061㎡と597㎡です。現地調査での時点では現況証明届 による申請でしたが、詳しく聞き取りを行ったところ、山からの水が十分に確保できず、10 数年前から水稻の作付けを行わず草刈り等の自己管理をされていた農地で、この田に植林し て山林に地目変更したいというものでございましたので、農地法第4条の転用申請に切り替 えての扱いです。 位置につきましては、資料の4ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請 地です。5ページは現地確認の様子です。 転用にあたり、南側に別の方が水稻をされており、日照や通風等の影響を受けないよう距 離を取って植林を行う予定だということで、どういった木を植えていくのかは検討中とのこ とです。その他、用排水計画も無く、隣接農地等への土砂流出の恐れやガス・湧水等による 被害の恐れもありません。 次に、許可する上での判断について説明いたします。資料の6ページをご覧ください。 農地を転用するときの許可基準に照らし合わせてみますと、まずは資料の左側にあり ます、農地の区分に応じた立地基準についてですが、(E)第2種農地、こちらの要件には該 当する記載がありませんが、次のページの8ページをおめくりください。福井県農地関係事 務処理要領の一部を抜粋したのを見ますと、右下の緑色のマーカーの部分にあります「農 用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地および第2種農地および 第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地。例えば、中山間地域等に存在する農業公共</p>

	<p>投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等が該当する」とあります。当該農地は山際にありますし、南条土地改良区に確認したところ事業の該当区域ではないとの回答を得ておりますし、多面的機能支払い交付金の対象農地にもなっていないことを確認いたしましたので、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、第2種農地につきましては、転用が原則許可できないこととなっており、代替え性の有無が判断の材料となっております。先ほどと同じ8ページの黄色マーカーの部分をご覧くださいと、「①転用許可申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う」とあり、①については周辺に植林が出来そうな土地はございませんし、②については、植林は可能と思われるので、立地基準については問題ないものと思われます。また、資料6ページにお戻りいただき、今度は右側の一般基準についてですが、(イ)の周辺の農地の営農情景に支障を生ずる恐れについては、先ほどもご説明させていただきましたので、判断基準のいずれにも該当するものはございません。</p> <p>以上のことから立地基準・一般基準の両方の基準を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を小不動委員さんをお願いします。
小不動委員 (着座にて)	<p>はい、報告いたします。</p> <p>私も7月17日先ほどの井上委員と同様に現地確認を行いました。</p> <p>申請地は阿久和川で集落とは分断された山際の一角にありました。</p> <p>山から水を引いているようでしたが、安定的な確保が出来るとは言い難い状況でした。</p> <p>植林をしたい。とのことですが、</p> <p>周囲が山林でもありますので、南側の田んぼをされている方の支障とならないようであれば、許可する上で問題ないと判断できます。</p> <p>以上よろしく願いいたします。</p>
議長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および、小不動委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。
議長	申請地の右側は農地か？田んぼはされていないのか？
事務局	地目は農地です。何も作付けはされておられません。
議長	手前の田んぼの分だけは水が確保できているということか。
井上重委員	手前の田んぼはパイプを繋げて水を確保していたが、山側の田はほとんど水が流れておらず、水の確保が出来ておらず、とても田んぼとしての機能はしていなかった。
議長	<p>他に質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。</p>

【議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について】

議長	<p>それでは次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回農地法第 5 条の規定による許可申請は 1 件です。</p> <p>それでは、議案書の 3 ページ番号をご覧ください。</p> <p>こちらは今年 1 月の農業委員会総会にて、農用地区域から除外するために行った南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご審議いただきました案件の、転用許可申請であります。</p> <p><small>ゆずりわたしにん</small> 譲渡人は東大道にお住まいの●●さん他 3 名で、<small>ゆずりうげにん</small> 譲受人は南越前町です。申請地は東大道 16-20-1 他 6 筆、現況は田および畑で、田の面積 8,433.59㎡、畑の面積 210㎡ 合計 8,643.59㎡です。</p> <p>位置につきましては、資料の 9 ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。申請農地の北東に国道 365 号が隣接しており、北側、西側、南側は住宅で、東側は農地となっています。</p> <p>次に、10 ページの配置図および施設図につきましては 23 区画の宅地分譲と道路の造成を計画しております。</p> <p>次に 11 ページをおめくりいただきますと、排水系統図です。取水は上水道、汚水処理は、公共下水道を利用し、雨水の処理は、国道側排水路と農業用排水路へ放流します。隣接地への土砂流出防止策としては、L 型擁壁を設置するとのことです。</p> <p>次に、資料 12 ページは現地確認の様子です。</p> <p>次に、許可する上での判断について説明いたしますので、資料 13 ページをご覧ください。こちらの農地区分は、既に農業委員会で農振地から除外する申請がされている土地で資料の立地基準 (B) 第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地につきましては、原則許可できませんが、こちらの要件には該当する記載がありませんので、次のページの 15 ページをおめくりください。福井県農地関係事務処理要領の一部を抜粋したのを見ますと、マーカー部分の「(イ) 許可の基準 第 1 種農地の転用は、原則として許可することができない。ただし、例外的に許可することができる」とあり、資料を更に 23 ページまでおめくりください。マーカー部分の「h その他 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合で (a) の要件に該当するものであること。」とあり、その下の注意書きの「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」とは土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして (b) に掲げる計画に限られる」とあります。資料下のマーカーの「(b) 農振法第 8 条第 1 項の規定により市町が定める農業振興地域整備計画または同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町が策定する計画」にて、ここでいう「計画」とは「農業振興地域整備計画」を指し、今回の宅地造成については農振除外の手続きの際、町の計画に記載してありますので、問題ないと思われれます。</p> <p>また、資料は戻って、資料の 13 ページの右側の一般基準の判断については、(ア) の⑧「転用目的が土地の造成のみを目的とする場合」に該当します。しかし、資料 26 ページの「d 規則第 38 条に規定する計画 (農振法第 8 条第 1 項に規定する市町農業振興地域整備</p>

	<p>計画等)に従って工場、宅地その他の施設のように供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合」に該当するため、一般基準においても問題ないと判断いたしました。</p> <p>なお、申請箇所は、第1種農地であることから、県の意見を聴く案件でございます。8月に開催される県の常設審議委員会に上程し、その承認後に転用許可という形になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
事務局長	<p>補足で説明させていただくと、この土地の売買に関する契約行為は7月臨時会にかかった案件で承認を得ています。また、土地の造成工事をするための入札の公告がされる予定となっております。工事は一般の競争入札となる。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を神戸委員さんをお願いします。</p>
神戸委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>7月17日に先ほど同様に5人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>場所は、役場から500mほど北に位置し、南条小学校や南条こども園からも近い距離にあります。関係者の同意も得られていますし、町の定住人口を増加させるための分譲事業ということで、転用はやむを得ないものと判断いたしました。</p> <p>以上ですよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p>
加藤委員	<p>この農地は耕作されていたのではないかと？</p>
事務局	<p>昨年度までは●●さんが水稲を作付けしておりましたが、今年の1月から3月にかけて合意解約届が出され利用権は解約されており、現在は耕作されていません。</p>
井上 ^昇 委員	<p>申請面積からして、県に意見を聞く案件となるのか？</p> <p>また、ため池は不要なのか？</p>
事務局	<p>来月の県の農業会議に諮問予定です。ため池（調整池）については、造成エリア内の雨水流量計算上、既存の排水路や新たに設置する道路側溝で、あふれることなく、雨水を排水できることから、設置が必要ありません。</p> <p>開発行為面積が10,000㎡を超えて許可がある場合は、別途、条件があるようですが、今回は10,000㎡未満で、その条件は関係ないです。</p>
議長	<p>他に質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第3号に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。</p>

【議案第4号 現況証明申請について】

議長	<p>それでは、議案第4号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページをご覧ください。今回3件提出されていますが、一括して説明させていただきます。</p> <p>まず、①でございますが、申請人は脇本にお住いの●●さんで、申請地は脇本10-7-1、面積147㎡で、登記地目は畑、現況は宅地でございます。</p> <p>位置につきましては、資料の27ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地です。28ページの写真は現地確認の様子です。平成9年に建物を建築しており、以降、現在に至るまで隣接する脇本10-6の土地と一体的に宅地として土地を利用しており、現況に合った地目に変更するための申請とのことです。</p> <p>次に議案書4ページの②でございますが、</p> <p>申請人は静岡県にお住いの●●さんで、申請地は、南今庄30-8-1と30-21、登記地目はいずれも畑、現況は非農地、面積は204㎡と360㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、資料29ページの黄色の枠で囲ってある箇所をご覧ください。30ページが現場確認の様子です。長年放置のため耕作が不可能となっており、50数年経過して荒れた状態になっているとのことです。今後も耕作をする見込みがないため、現況に合った地目に変更するための申請とのことです。</p> <p>次に議案書4ページの③でございますが、</p> <p>申請人は鋳物師にお住いの●●さんで、申請地は、牧谷33-27-1、登記地目は田、現況は宅地、面積は182㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、資料31ページの黄色の枠で囲ってある箇所をご覧ください。32ページが現場確認の様子です。50年ほど前に越前市の●●さんに土地を貸していて、現在は倉庫が建っているため、現況に合った地目に変更するための申請とのことです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>はい、ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を井上委員さんをお願いします。</p>
井上委員	<p>はい、報告をさせていただきます。</p> <p>先程と同様に現地確認を行ってまいりました。</p> <p>申請地は、写真のとおり建物が建っているところもあれば、既に山林となっている所もあり、3か所とも今後も耕作する予定はないということで、現況に見合った地目にするのは、問題ないと判断いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問がございましたらお願いいたします。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第4号に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。本案件は原案どおり可決いたします。</p>
【議案第5号 南越前町農用地利用集積計画の決定について】	
議長	<p>次に、議案第5号「南越前町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。ご説明いたします。議案書の5ページ、資料は33ページをご覧ください。</p> <p>南越前町長より令和6年7月12日付で農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による南越前町農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>資料34ページをご覧ください。</p> <p>利用権設定日は令和6年8月1日です。</p> <p>下の表の、利用権が再設定される計画の農地面積は9,244㎡、貸し手は1名で借り手は2名、筆数は全部で4筆です。</p> <p>35ページは契約に関する詳細な情報になります。計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。</p> <p>令和6年7月29日の公告予定日です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、採決に移りたいと思いますが、</p> <p>採決に入ります前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。</p> <p>今回の案件において、9番 小不動委員が該当しております。</p> <p>ここで、小不動委員は一時退室願います。</p> <p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>それでは小不動委員に、席に戻っていただくよう、お願いします。</p>
【その他 について】	
議長	<p>続きまして、その他に移ります。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いいたします。</p>

はい。その他として4つありまして、いずれも委員の皆様、今日はここにお越しではありませんが、農地利用最適化推進委員の皆様へのご協力をお願いをさせていただきます。

まず1つ目ですが、「農地パトロール」について、お手元の資料1と「農地利用最適化の手引き」という冊子に基づいてご説明させていただきます。

この冊子は農地パトロールの実施前に合わせて、県の農業会議から委員の皆様あてに送付されたものです。

例年、8月から11月までを農地パトロール月間といたしまして、皆様には「農地利用の確認」「遊休農地の実態把握」、そして「違反転用の発生防止・早期発見」のお願いをしているところでございます。

冊子の9ページをご覧ください。「農業委員会における農地パトロール（利用状況調査）の実施」とありまして、「1. 目的」には先ほど申し上げました3点が記載されております。また、「2. 農地法における位置づけ」におきましては、「農地パトロールは、農地法第30条第1項に基づく利用状況調査（農業委員会の必須業務）に位置づけて実施する」とあります。さらに下の方には、「5. 実施手順」といたしまして「①「実施要領の決定 実施の期間や調査方法等を明確にした実施要領を農業委員会の総会等で決定する。」とあります。今回はこの農地パトロールについて説明をしながら、南越前町の農地パトロール実施要領の決定を兼ねさせていただきますと思います。

では、ホッチキス止めの資料1と書かれている「南越前町農地パトロール実施要領（案）」をご覧ください。昨年も実施要領をお渡ししていることと思いますが、赤字の部分は一部修正を加えさせていただきました。主な修正点といたしましては、調査方法について、もう少し具体的に書かせていただきました。要領の中ほどにある、「5 調査方法」としまして、（1）地図を利用しながら1筆の農地ごとに、道路からの目視で確認する。というのはこれまでと変わりません。（2）道路からの目視により、次の「遊休農地等の分類（別表2）を地図等に記録する」というものを付け加えさせていただきました。

今年度の農地パトロールは最適化活動の目標の一つでもあります、遊休農地、特に「緑区分」に分類される遊休農地の解消にご協力いただけたらと思います。「遊休農地の解消」とは、耕作されずに放置された農地で再び耕作することを言います。今年度の解消目標は13.4aと設定しており、国や県では遊休農地の解消としては、中間管理機構を通じた耕作がされることを解消としております。冊子の27ページの「農地法における遊休農地対策の流れ」をご覧ください。一番上の「利用状況調査」が今回の農地パトロールに該当します。農地パトロールを実施して、下矢印の先の利用意向調査を行い、右矢印の自ら耕作や権利設定して耕作される場合もありますし、更に下矢印の農地中間管理事業を実施して耕作することとされています。40ページには遊休農地対策の流れ（簡易版）も載っていますので、お持ち帰りいただいて、お目通しいただけたらと思います。

資料1に戻りまして、実施要領の2ページには担当地区と、担当の委員さん、推進委員さんのお名前を記載してございます。

次に3ページは「別表2 遊休農地等の判断基準」を載せております。表の左の番号で「1」から「5」までの区分を載せてあります。上から「1 緑区分 利用されておらず、トラクター等で耕起すればすぐに利用可能な農地」この緑区分が、遊休農地の解消に一番重要な区分となります。次に「2」は荒廃度が中程度と、表の下に行くほど荒廃度が進み、「5」は再生利用が困難な農地。いわゆる「非農地」と判断されるような農地です。写真も

お付けしましたが、冊子の3ページから5ページには、それぞれの区分が写真付きで載っていますので、参考としてください。

次に実施要領(案)の4ページをご覧ください。調査方法について書かせていただきました。皆様には地図をお配りさせていただきますので、その地図をもとにやっていただきたいことは、①「緑区分の農地について (1) 草刈り等により直ちに耕作することが可能な場合には、レ点を記入。(2) 荒廃が進んでいる場合は、先ほどの3ページの表の区分を参考に地図に数字の記入をお願いします。

記載例としまして、お渡しする地図には予め農地に色が塗られています。この例の地図では地図の右側に「凡例」があり、赤色に塗られた箇所が「緑区分」となります。ただし、お渡しする地図によっては、この「緑区分」の色は赤色であったり、緑であったり異なりますので、地図ごとに凡例で「緑区分」が何色かご確認いただき、パトロールを行っていただきますよう、お願いいたします。

記載例では、緑区分の農地で、すぐに耕作可能な農地には①—(1)のように「レ点」を、①—(2)のように荒廃が進んでいる農地には数字を記入してください。

地図への記入はこの①を最優先でお願いします。

次に、日々のパトロールの際に、②の色が塗られていない農地で遊休農地を発見した場合は、その農地がどういった荒廃区分かを「1」から「5」の数字で記入してください。次の③の違反転用が確認された場合は、その農地に「盛土」など記載していただけたらと思います。

皆様には再来週までには、地図をお送りしたいと思っておりますので、同じ担当区域の農地利用最適化推進委員さんと協力し、手分けしていただきながら農地の確認をしていただきたいと思います。

続きまして、二つ目、「地域計画」策定による協議の参画についてのご依頼です。

資料2をご覧ください。

「地域計画」については、言葉としては何度かお聞きになっていることと思っておりますが、今年度末までに策定することとなっております。地域計画が策定されると、来年4月からの利用権設定に関しましては中間管理機構を通じた契約、または農地法第3条のいずれかの方法となり、中間管理機構を通じた契約ですと、今回の議案第5号のような農用地利用集積計画ではこの地域計画に耕作者として名前が記載されていることが条件ともなります。また、農地法第3条の許可におきましても、今回の資料3ページでは簡単に説明してしまいましたが、資料の下の方に記載がございます、第6号の「地域協和」の部分で、農地の集約集積に支障がないかどうかを見るうえで、この地域計画が重要となってまいります。

まず、①地域計画の南越前町の現在の進捗状況といたしまして、左から「地域計画数 40」とあります。この数字は地域計画を策定する上で、対象となる集落の数を表しています。その隣の「意向調査 40」とは、すべての対象となる集落への意向調査は終わっているということを表しています。次に「協議の場の設置・協議 4」とありますが、協議の場を設けて話し合いが済んでいる集落は、4つあるといものです。残りの36集落については7月から9月にかけて順次実施していく予定です。その後、表の右へ進みますと、今年度の3月の公告策定までの大まかなスケジュールを記載しております。

次に②地域計画の策定に向けた協議日程(案)ですが、表のピンク色の4つの「下牧谷」

	<p>「上野」「久喜」「南今庄、上・下新道」の集落は協議済みでして、残りの集落については右側に今後の開催予定を、そして皆様のお名前は左側に書かせていただきました。7月30日に中小屋地区の協議の場を開催いたします。井上委員さん、よろしくお願いします。なお、この協議の場に参加していただく方は、農業委員の皆様、農地用最適化推進委員の皆様、農業公社、JA営農指導員、農家組合長、担い手農家の方々です。</p> <p>協議の内容としましては、現在の耕作者を地図に表した目標地図の素案を見ながら、「集落の農地の集積・集約」「10年度の耕作について」「新たな経営体の確保・育成」「農作業委託等の活用」などをお聞きし、10年後の耕作について地図に書いていくという作業を集落ごとに行います。</p> <p>委員の皆様には、改めて日程調整のご連絡を入れさせていただきますので、ご参加下さいますようお願いいたします。</p> <p>次に、今年の4月から相続登記の申請が義務化されたことにつきまして、委員の皆様にも農家の方からご相談や情報を耳にしましたら、「ちゃんと相続登記しないとダメだよ」と伝えて下さい。お手元の資料3のチラシに小さくではありますが、「※正当な理由がなく義務に違反（相続登記の申請を怠った）した場合は、10万円以下の過料が課されることがあります」とあります。また、この制度と同時に所有者不明農地制度が施行され、所有者不明であっても農地を借りることが出来るようになりました。特に担い手の方から「所有者が分からない農地だけど借りたい」等の、お話が寄せられた場合は、事務局にご連絡願います。</p> <p>次に4つ目のお願いは、委員の皆様の活動を記載する記録用紙の様式についてですが、お手元の資料4をご覧ください。昨年もお配りしているかもしれませんが、福井県農業会議から、簡易活動記録簿の提供がありました。記載例のように、ご自宅の冷蔵庫等に貼って、該当する活動があれば、「○」をつけるといった簡単なものです。A3サイズの両面印刷で7月から9月分までを配布させていただきましたので、ぜひご活用下さい。</p> <p>また、4月から6月までの活動記録のご提出についてですが、今月末を目途にご提出いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>何か質問がありましたらお願いします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>【次回農業委員会開催日について】</p>	

<p>事務局長</p>	<p>次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしましては、9月26日(木)午後1時30分からと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは次回は9月26日(木)午後1時30分から、役場別館第1会議室で予定しております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めて通知させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第7回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、小不動産会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>小不動産会長職務代理者</p>	<p>本日はありがとうございました。</p> <p>次回も元気にご参集いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>【閉会】 午後2時15分</p>	